

薬局開設許可申請書

薬局の名称			
薬局の所在地			
薬局の構造設備の概要		別紙のとおり	
調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制の概要		別紙のとおり	
医薬品の販売又は授与を行う体制の概要		別紙のとおり	
(法人にあっては)薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名			
通常の営業日及び営業時間			
相談時及び緊急時の連絡先			
薬剤師不在時間の有無		有 ・ 無	
特定販売の実施の有無		有 ・ 無	
健康サポート薬局である旨の表示の有無		有 ・ 無	
申請者に責任を有する役員(法人にあっては、薬事に関する業務を含む。)の欠格条項	(1)	法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取り消しの日から3年を経過していない者	
	(2)	法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者	
	(4)	法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者	
	(5)	麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者	
	(6)	精神の機能の障害により薬局開設者の業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	
	(7)	薬局開設者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者	
備 考		① 開設者(法人の代表者) [薬剤師・非薬剤師] ② 兼営事業の種類 ・管理医療機器販売(する・しない)・貸与(する・しない) ・その他() 薬局電話() -	

上記により、薬局開設の許可を申請します。

年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(宛先) 岡崎市保健所長

薬局の許可申請について

記入上の注意

- 1 「通常の営業日及び営業時間」欄には、開店時間のほか、特定販売のみを行う時間を含む営業時間を記載してください。
- 2 「相談時及び緊急時の連絡先」欄には、電話番号や電子メールアドレス等を記載してください。
- 3 「申請者の欠格条項」欄の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にはその理由及び年月日を、(3)欄にはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にはその違反の事実及び違反した年月日を記載してください。また、(6)に該当するおそれがあるものについては、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請書に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付してください。
- 4 「備考」欄には新規、移転、開設者変更、組織変更等の申請経緯を記載してください。また、①には開設者（法人にあっては代表者）が薬剤師である場合は、「薬剤師」に○を付し、薬剤師でない場合には、「非薬剤師」に○を付してください。また、②には兼営事業の種類において、管理医療機器の販売業又は貸与業をする意志がある場合は「する」に○を付し、意志がない場合は「しない」に○を付してください。その他の業務（例：医薬品製造業、毒物劇物販売、高度管理医療機器等販売（貸与業）、医薬部外品販売、化粧品販売等）を併せ行うときは、その業務の種類を記載してください。

添付書類

- 1 薬局の平面図（調剤室、冷暗貯蔵のための設備、かぎのかかる貯蔵設備、要指導医薬品・第1類医薬品・指定第2類医薬品の陳列設備、その他の一般用医薬品の陳列設備、情報を提供するための設備及び住居、便所等不潔な場所の所在等を明記した縮尺1/50～1/100程度のもの）
- 2 薬局の構造設備概要仕様書（無菌調剤処理を行う場合は、無菌調剤室の共同利用に関する事項）
- 3 調剤及び調剤された薬剤並びに医薬品の販売又は授与の業務を行う体制の概要
- 4 医薬品の販売体制
- 5 法人にあっては、登記事項証明書
- 6 薬局の管理者（及びその他の薬剤師又は登録販売者）を雇用するものにあつては、雇用（使用）証書又は雇用（使用）契約書の写し
- 7 放射性医薬品を取り扱う場合は、放射性医薬品の種類及び取り扱うために必要な設備の概要を記載した書類

申請手数料

- 1 申請に係る手数料として、1件につき31,800円（現金）がかかります。

その他注意事項

- 1 建物のフロアの一部を薬局として営業を行う場合は、薬局の平面図に薬局のある階のフロア図を添付してください。
- 2 管理医療機器販売・貸与業については、「備考」欄②の「する」に、○を付すことをもって届出をしたとみなすことができますので、管理医療機器販売・貸与業届書を別に提出する必要はありません。
- 3 添付書類については、同一の書類が岡崎市保健所長に既に提出されている場合、その旨を「備考」欄に付記することにより省略できる場合があります。
※記載例「〇〇年〇月〇日に、□□薬局（第××号、△△年△月△日許可）に係る◇◇申請の添付書類として、◎◎を提出済みのため省略します。」